

平成 30 年 2 月 19 日

【 照会先 】

岐阜労働局職業安定部職業対策課
課 長 武 藤 俊 逸
地方障害者雇用担当官 瀬 瀬 高 幸
(電話) 058-245-1314

報道関係者 各位

2月・3月は

「精神障害者雇用促進キャンペーン期間」です

— 岐阜労働局長による精神障害者多数雇用企業への職場訪問を実施 —

岐阜労働局は、本年4月から障害者の法定雇用率算定に精神障害者が加わり、法定雇用率が引き上げられることに伴い、精神障害者の更なる雇用促進と職場定着を推進していくため、平成30年2月1日から同年3月31日までの期間を「精神障害者雇用促進キャンペーン期間」とし、その取組として次の行事等を予定していますので、取材をお願いします。

岐阜労働局長による精神障害者多数雇用企業への訪問

- 1 目 的 県内全体の精神障害者をはじめとした障害者雇用の促進と職場定着の推進を図る
- 2 日 時 平成 30 年 2 月 22 日 (木) 午前 9 時 30 分から約 1 時間
- 3 対象企業 株式会社セリア (大垣市外濶 2 丁目 3 8 番地)
- 4 実施内容 企業による障害者雇用への取組事項の紹介
局長による精神障害者の就労現場視察及び激励
- 5 その他 取材いただける場合は、前日 (2 月 21 日) までにご連絡願います。

【「精神障害者雇用促進キャンペーン期間」におけるその他の取組】

労働局、ハローワーク幹部等が地域の経済団体等を訪問し、以下について説明し、障害者の積極的な雇用について要請します。

- ① 障害者雇用の意義。
- ② 精神障害者が法定雇用率の算定に加わり、平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率が引き上げになること。
- ③ 精神障害者である短時間労働者のカウント方法が変わること。
- ④ 精神障害者の雇用事例。
- ⑤ 精神障害者の雇用促進のために各種の支援策があること。